

# ハラール認証について

インドネシア



NPO法人日本ハラール協会  
NPO Japan Halal Association

# 日本ハラール協会



- 2010年に大阪で特定非営利活動法人として登記。  
本部大阪市住吉区苅田、東京支部東京都中央区新川に所在する
- 理事6名、シャリア委員会/監査員、  
技術委員会/監査員、事務 合計約20名

## 認定取得

- 湾岸承認機構 GAC (2016)
- アラブ首長国連邦 ESMA (2016)
- ISO/IEC 17065 (2016)

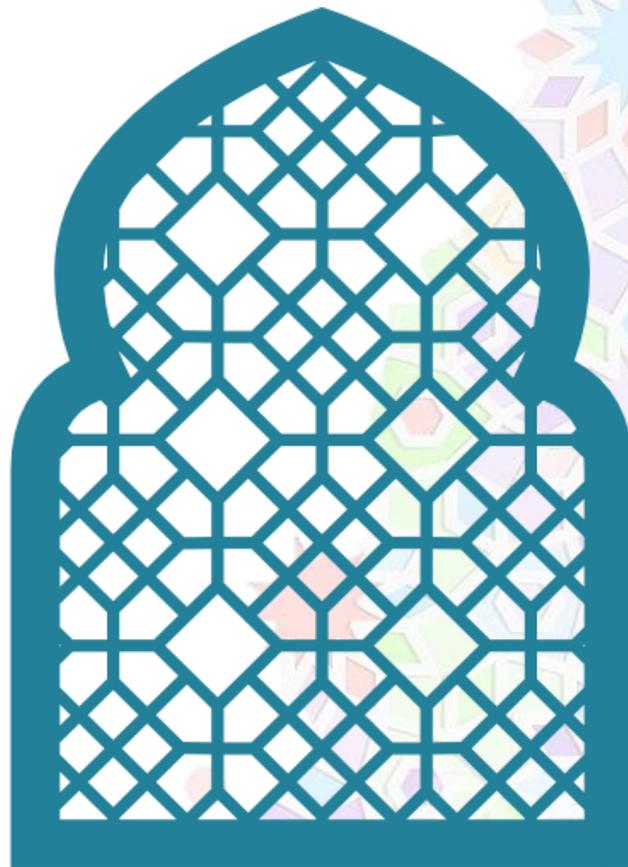
## 承認取得

- マレーシア政府 JAKIM (2012)
- シンガポール政府MUIS (2013)
- タイ王国政府 CICOT (2018)
- インドネシア・ウラマー評議会MUI (2019)

# 主な活動

- ハラル認証
  - 輸出希望企業向け、国内流通むけ、飲食など
- 講習・セミナー
  - 人材の育成、ハラル認証運営管理
- 社会的活動
  - 学生支援（国際交流会の設置、特別授業・セミナー、Q&Aなど）
  - メディアの受入れ
  - 外国人受入施設、大学、地方自治体からの相談窓口
  - 礼拝所・キブラ設置 など

# イスラームとは

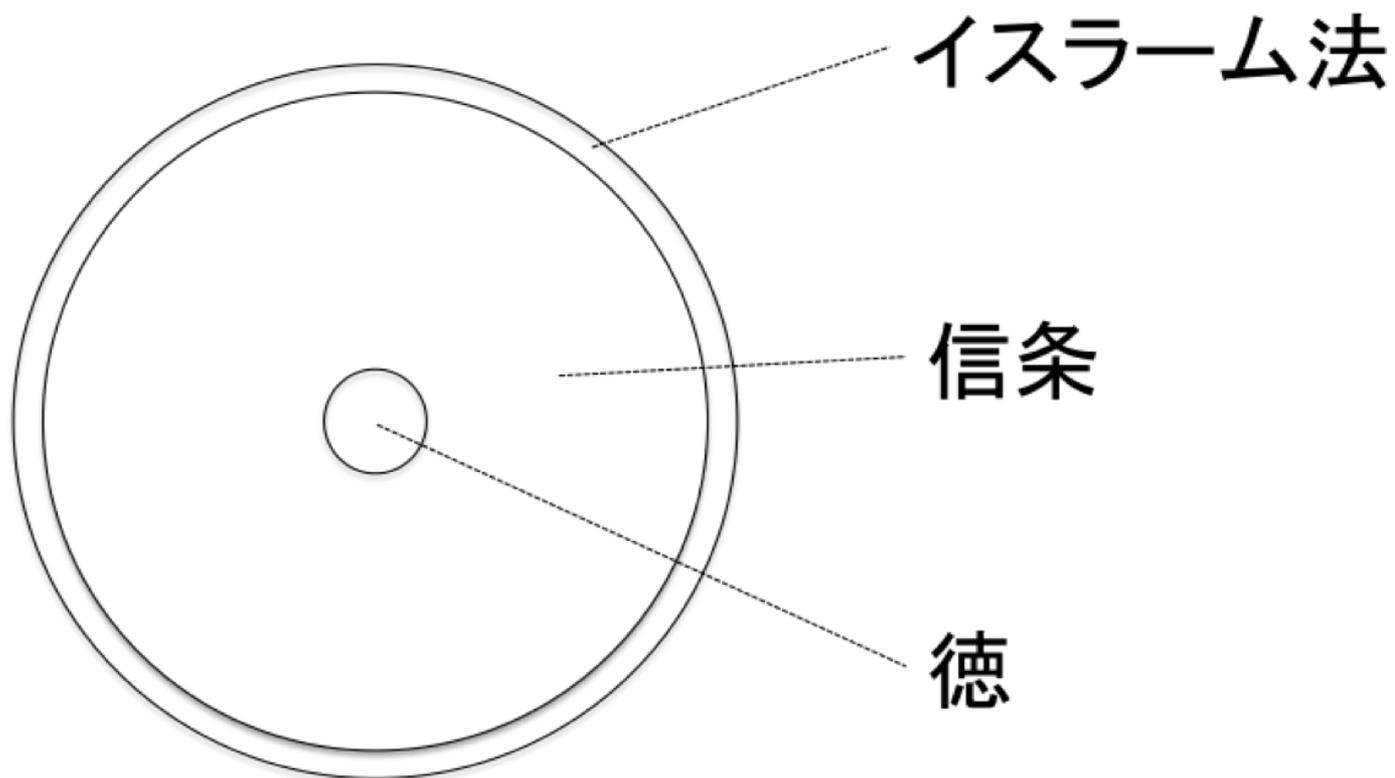


# イスラームとは (普遍的な意味から)

- 人間が生まれ持っている天性
- 人類の始まりからあった唯一なる神への帰依
- 全預言者およびその従者達の宗教
- 神の唯一性の普遍的なメッセージ

メッセージ：  
神はいますよ。

# イスラームの三層



# 六信

イスラームの六信とは、イスラームの信仰の中心にある六つの項目である。

その六つの信仰項目は：

- 一． 唯なる一神
- 二． 諸使達
- 三． 諸聖典
- 四． 諸預言者
- 五． 終末の日
- 六． 定命

# 五行

イスラームの五行と言うのは、イスラーム法の中心にある5つの柱を意味するもの。

その五大柱は：

- 一． 信仰告白（シャハーダ）
- 二． 礼拝（サラート）
- 三． 喜捨（ザカート）
- 四． ラマダーンの齋戒（サウム）
- 五． 大巡礼（ハッジ）



※イスラーム法の義務が課せられるのは成人かつ責任を負わされる男女のみ

# 徳（心の浄化・挙動の改善）

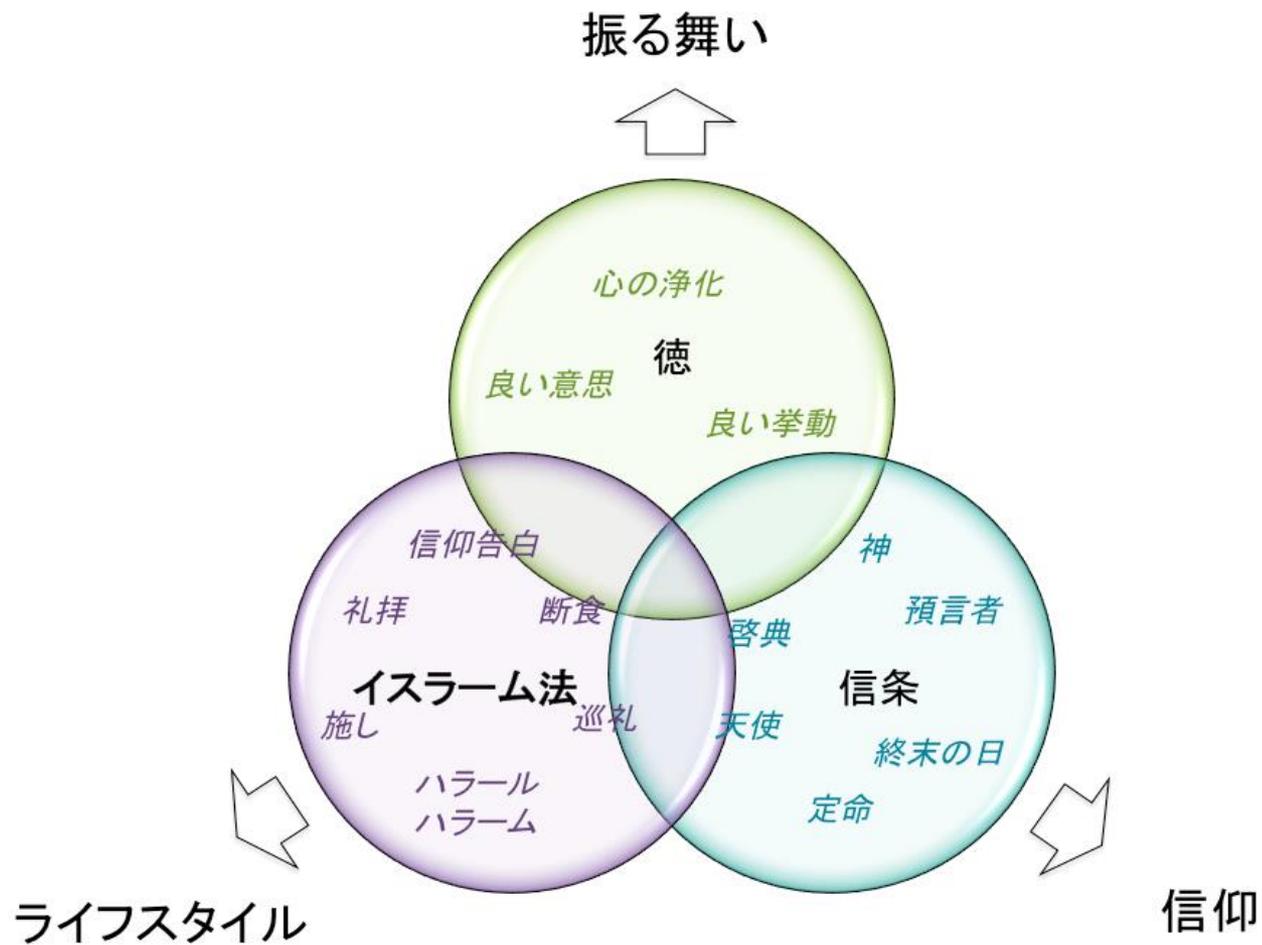
【95-4. 本当にわれは、人間を最も美しい姿に創った。】

【87-14. 自ら清めた者は必ず栄え】

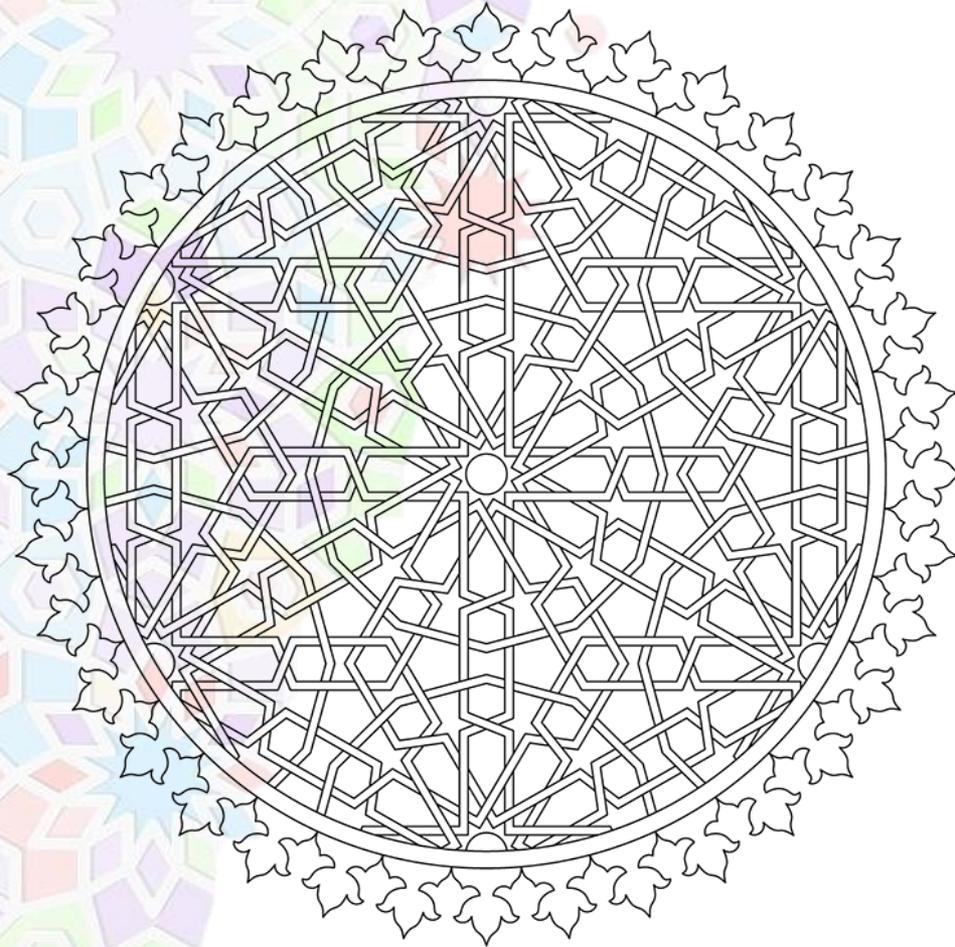
【アッラーが見られているのはあなたがたの外形ではなく心である】

- 人間の本性には全ての美德が含まれている。
  - ❖ 本性の周りに積み重なっている汚れを取り除かなくてはならない
    - 心の浄化
  
- 心の浄化から始まる挙動の改善
  - ❖ 心の悪行が善行に置き換えられる。
    - 傲慢⇒謙虚、誇示⇒誠実、我欲⇒利他、憎しみ⇒愛、恨み⇒容赦、儂い現世の愛着⇒永遠の創造主の愛着
  
- 最大の戦い
  - ❖ 自我が最大の敵であり、自己改革は最高の努力である

# ムスリムとは



# ハラールとは



# イスラーム法とは (シャリーア)

イスラーム法とは、人間と神さまの繋がり、人間同士の繋がり、そして人間と環境の繋がりを規制する聖なる法律である。

その主なる起源は：

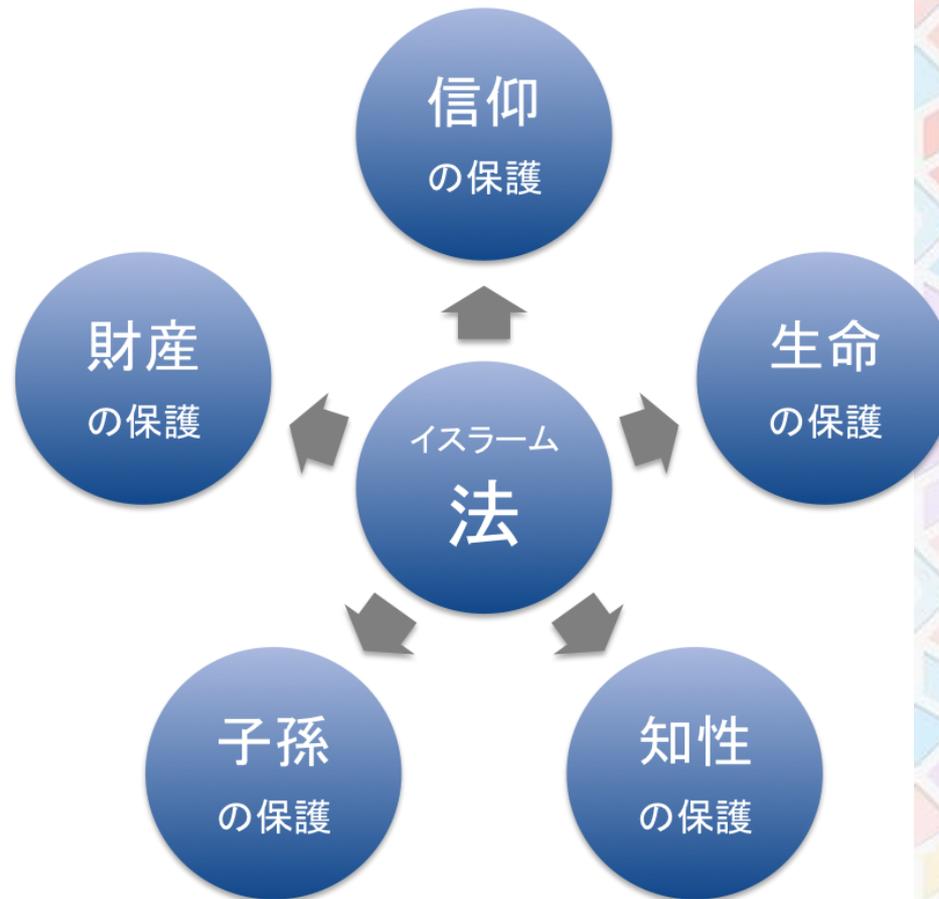
- 聖典クルアーン
- 預言者ムハンマドのスナナ
- イジュマー(学者の総意)
- キヤース(類推)

※ 一般の信仰者にはイスラーム法を解釈する権利も権威もない。それに適否する資格のある学者以外は、直接起源から法的な判定をすることは禁じられている。一般のムスリムは法学派の教えに従い、自ら判定はしない。

スンニー宗派(大半のムスリム)には4つの法学派が認められている：

- ハナフィー法学派
- マーリキー法学派
- シャーフィー法学派
- ハンバリー法学派

# イスラーム法の主なる5目的



# 5つの法的地位

## 行為の法的地位

許容されている  
\* 物事の基本的な地位  
(ムバーフ・ハラール)

義務である  
(ワージブ)

推奨されている  
(マンドゥーブ)

望ましくない  
(マクルーフ)

禁止である  
(ハラーム)

ハラール  
(合法)

ハラーム  
(非合法)

# ハラール食品は

- ① 食が禁じられている(ハラーム)ものが含まれていない
- ② 不浄(ナジス)とされているものが含まれていない
- ③ 不浄(ナジス)に汚染されていない

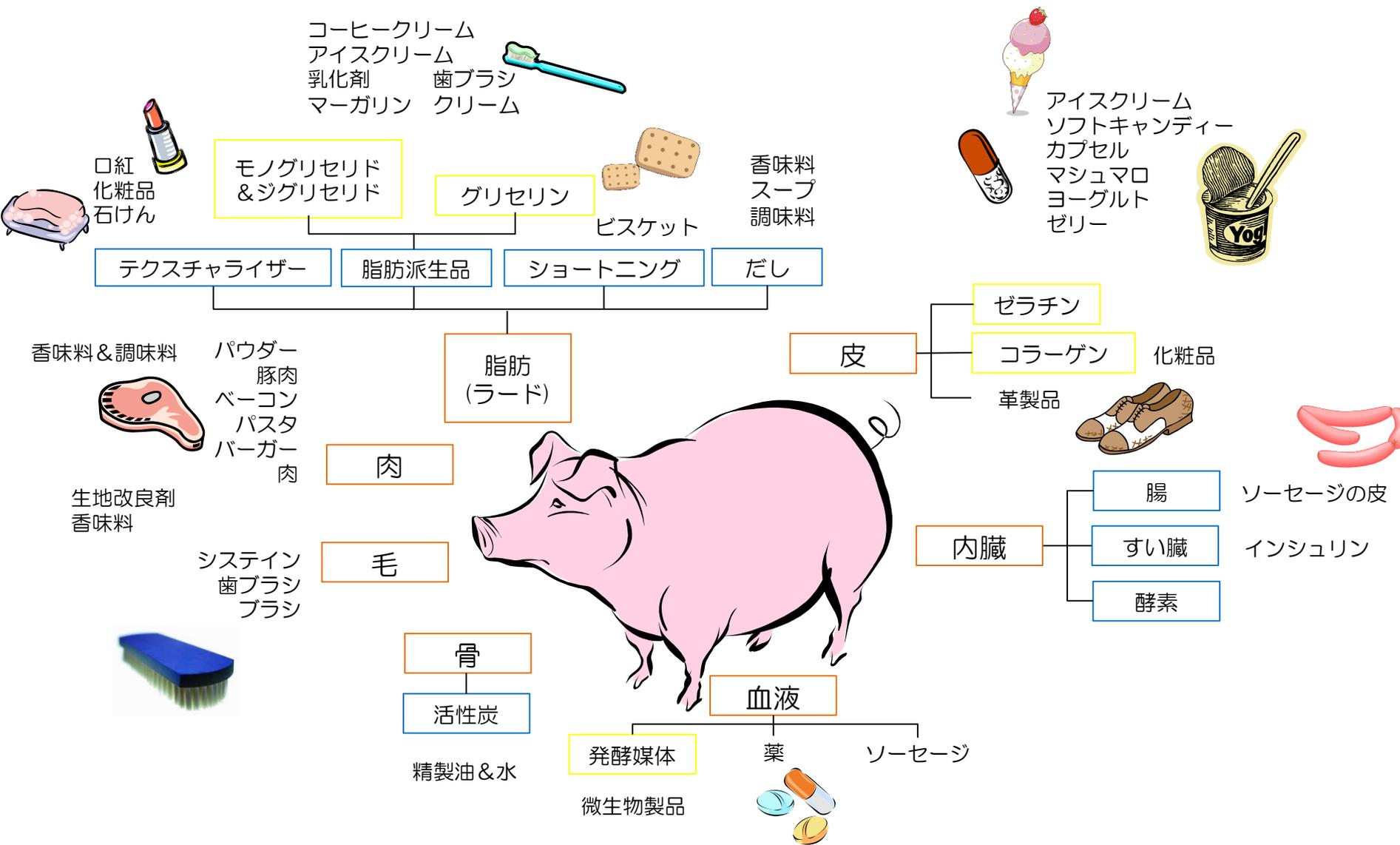
# 不浄（ナジス）とは

イスラーム法で不浄とされるもの：

- 犬、豚、そしてその近縁種のあらゆる部分
- 死肉、そしてイスラーム法に則ったと畜方法が行われていない動物のあらゆる部分
- 糞尿、血液、嘔吐物、膿、そのた人体や動物の開口部から排泄される物質
- 酒類（酩酊作用を持つ飲料）

重度な不浄  
(ナジス・  
ムガッラザ)



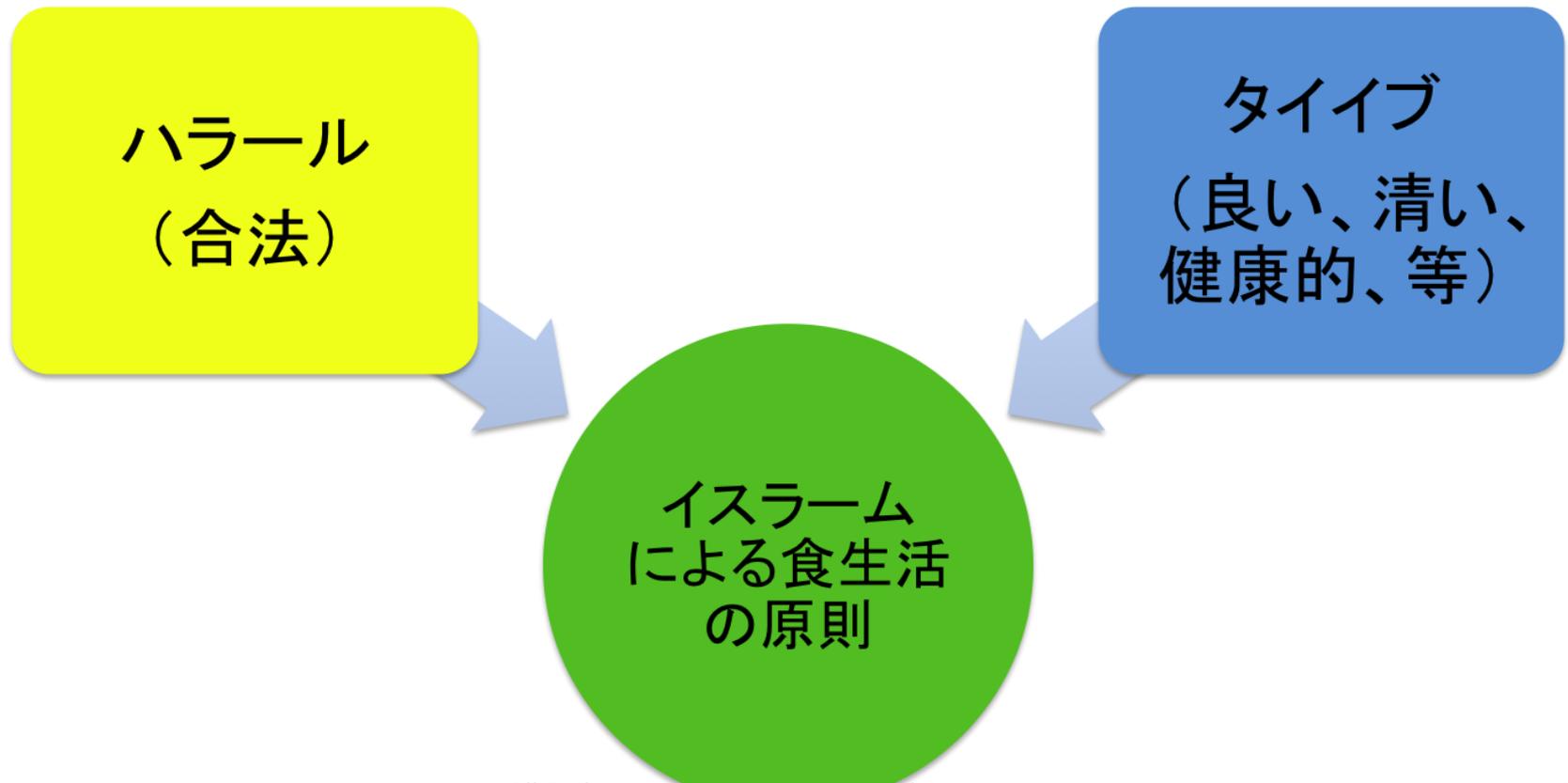


# 「絶対ダメ」の3原則

- 豚 ×
- ハラールでないその他の食肉 ×
- 酒類 ×

# 「ハラール タイイバーン」 イスラームの食生活の原則

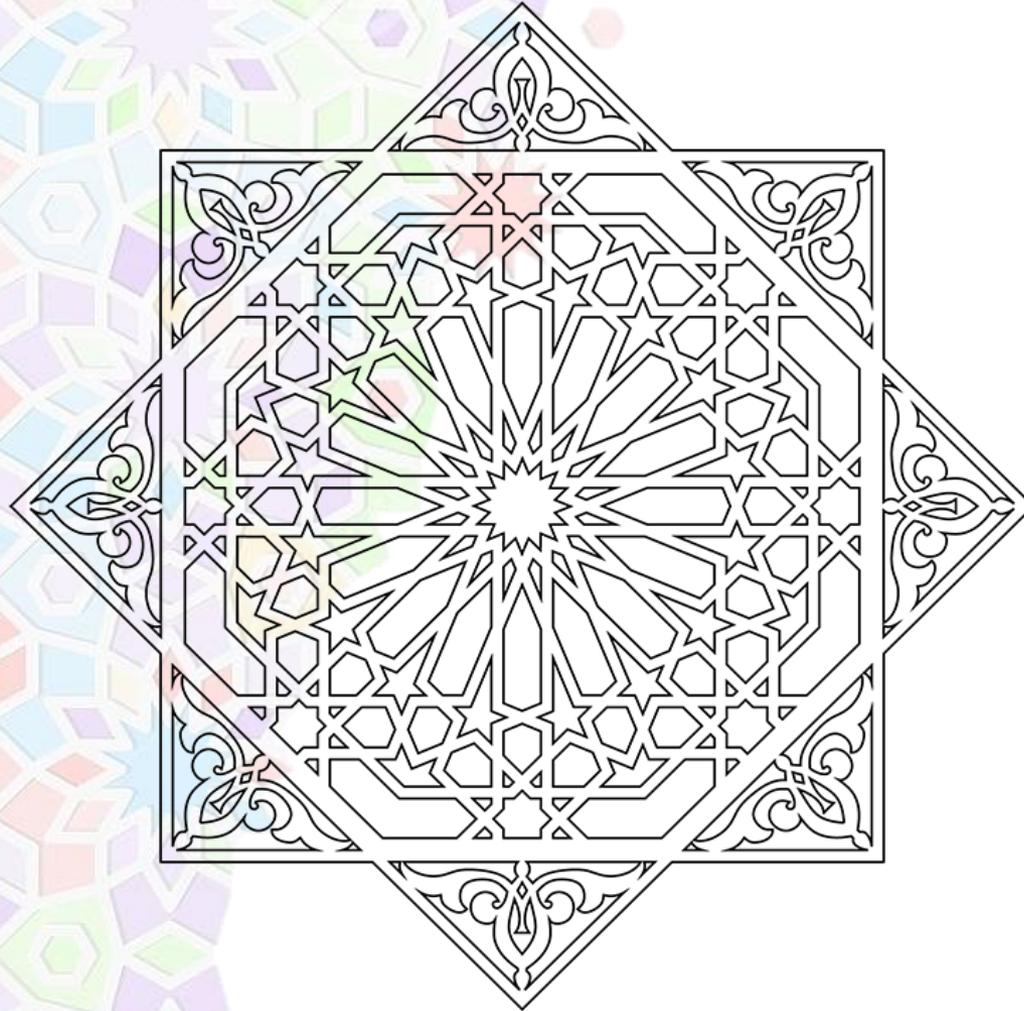
【5:88. アッラーがあなたがたに与えられた良い合法的なもの  
(ハラール・タイイブ) を 食べなさい。】



# ムスリムの人口(まとめ)

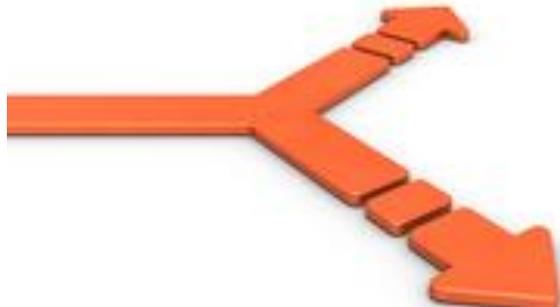
- 世界人口の23%(約16億人)
- 一番多い地域 ⇒ アジア太平洋  
(約10億人・世界のムスリムの6割以上)
- 一番多い国 ⇒ インドネシア(約2億人)
- 日本国内 ⇒ 約18万人

# ハラール認証とは



# ハラール認証とは

- 利用者（消費者）：安心マーク
- 提供者（企業）：マーケティングツール
- 任意で提供するもの
- ハラール認証：
  - 輸出：イスラーム圏・非イスラーム圏のムスリム
  - インバウンド：訪日ムスリム観光客  
インバウンド

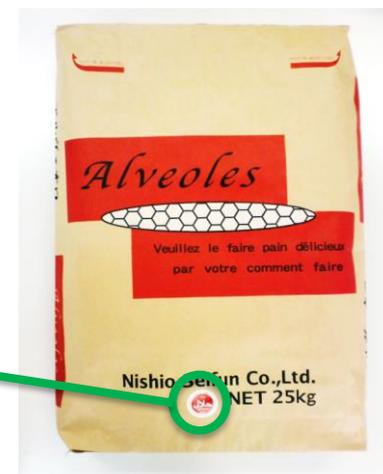


## 👉 マレーシアへの輸出

ハラール認証における企業の成功は  
マーケティング力で決まる



# ハラール認証取得商品(3)



# 基本的なハラール認証の流れ

## 0. 事前審査

- 可否判定

## 1. 申請と費用

- 申請書受理
- 書類監査
- 契約書、費用

## 2. 監査と審議

- 監査と審議
- 追監査と審議

## 3. 承認と認証書

- 認証書発行・ハラールロゴ譲渡
- モニタリング、更新

# インドネシアのハラール認証



# ハラール認証取得の義務

- JPH法によりインドネシアに入国・流通する商品はハラール認証を取得しなければなりません。JPH法の対象となる項目は以下と通りになります：
- 製品(8項目) : 食品、飲料品、医薬品、化粧品、化学製品、生物学的製品、遺伝子組み換え製品、および動物由来の成分を含む製品
- サービス(7項目): 食肉処理、加工、保管、包装、配送、販売、給仕
- 以上の製品・サービスはインドネシア領域内に搬入、流通、及び売買される場合、ハラール認証を取得する義務となりましたが、イスラーム法により禁止された原料を用いた製品はハラール認証義務から除外され(非ハラール)の明示する義務となりました。

# JPH法の運用の流れ

- 対象となる製品・サービスは下記の期限までに対応しなければなりません:
- **2024年10月17日** : 飲食料品
- 2026年10月17日 : 化粧品、化学製品、遺伝子組み換え製品、包装材、衣料品、帽子・アクセサリ、家庭用品、イスラーム教徒の礼拝用品、文具、事務用品
- 2029年10月17日 : 一般薬品、医療機器Bクラス
- 2034年10月17日 : 処方箋薬品、医療機器Cクラス
- 別途規定 : 生物学的製品(ワクチンを含む)、医療機器Dクラス

# ハラールの判定権限

- インドネシア国内においてハラール性を判定する権限はそのままMUI(インドネシアウラマー評議会)が引き継ぎます。ただしハラール認証に関して申請窓口及び証書の発行元はLPPOM-MUIではなくBPJPH(ハラール製品保証実施機関)に切り替わりました。2019年10月16日までに発行されたLPPOM-MUIハラール認証書は有効期限まで利用できます。その後の申請及び更新はBPJPHに切り替わる予定です。LPPOM-MUIは一つのLPH(監査機関)になります。

# 今後のハラール認証申請の流れ

- 企業はBPJPHに申請し、BPJPHは監査機関を任命し、監査機関は企業を監査しBPJPHを通してMUIに報告し、MUIはそれを基に判定しハラールの決定をBPJPHにあげ、BPJPHはハラール認証を発行するという流れになる予定です。
- ハラール認証基準 不確定
- ハラールロゴの仕様 不確定（国内統一のハラール認証ロゴを使用する）
- ハラール認証手順 不確定

# 海外ハラール認証機関の承認

- 海外で発行されたハラール認証書がインドネシア国内で有効と認められるために、海外ハラール認証機関はインドネシアの承認を受けなければなりません。その承認はLPPOM-MUIからBPJPHに切り替わる予定です。海外認証機関はBPJPH承認を取得するには、今までMUI承認の他、政府承認と公的機関の適合性認定（ISO認定）が必要になります。

# 農産物に関して

- 農産物そのものにはハラール認証は不要
- 加工が加わると必要
- 微生物由来・発酵食品・食品添加物
  
- 他、
- 畜産（飼育履歴、飼料、屠畜）
- 水産（養殖：飼料）

# 日本からの輸出

- 各自治体を通してインドネシア政府へ製品登録・施設登録が必要
- インドネシアより承認を取得しているハラール認証団体にてハラール認証取得

# お問い合わせ

特定非営利活動法人  
日本ハラール協会

所在地：大阪市住吉区苅田  
3-17-4 エクセルあびこ2F

Tel: 06-4703-5966

Fax:06-4703-5977

Mail: info@jhalal.com

HP: www.jhalal.com

毎月大阪or 東京にて講習  
を実施しております。

1/22-23: 東京

2/19-20: 大阪

- ハラール管理者講習  
認証取得企業向け
- ムスリム接遇主任講習  
サービス業向け